

基礎年金の全額消費税方式と税制改革

木村 真*

北海道大学公共政策大学院

HOPS Discussion Paper Series No.10

(First Draft) October 2008

(This Draft) December 2008

* 北海道大学公共政策大学院特任助教
連絡先：〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学公共政策大学院
(Tel/Fax) 011-706-4723 (e-mail) skimura@hops.hokudai.ac.jp

【概要】

未納・未加入問題や年金記録問題を機に、基礎年金の全額消費税方式化の議論が高まっている。政府も社会保障国民会議を設置して具体的な検討を行っているが、公表された試算は、その前提の妥当性や制度的な整合性を十分に考慮したものとなっていない。そこで本稿では、社会保障国民会議の試算の構造や前提の妥当性を理論的に分析し、さらに個人所得課税への影響など考慮されていない部分の影響を具体的に推計した。

分析の結果、社会保障国民会議の試算の前提には妥当性に問題があることが示された。また、仮にその前提を受け入れたとしても制度的な整合性の面で問題があり、個人所得課税で 1.5 兆円の増税が付随的に発生し、企業や政府への影響も含めると、社会保障国民会議の想定では 2～3 兆円の政府部門全体の増収が生じることなどが明らかとなった。

1. はじめに

わが国の公的年金の特徴は、①国民すべてが公的年金制度に加入する国民皆年金、②負担に応じた給付を原則とする社会保険方式、③現役世代の負担で高齢者世代を支える世代間扶養、にあるとされている¹。しかし近年、国民年金の未納・未加入の状況が問題視され、これに追い討ちをかけるように給付の算定に不可欠な負担の記録に不備があることが明らかになったことで、これらの特徴のうち国民皆年金と社会保険方式についてはその根幹が揺らぐ形となった。

こうした未納・未加入問題、年金記録問題を機に、抜本的に年金制度を改革しようというところで現在議論が高まっているのが、基礎年金の全額消費税方式化である。全額消費税方式には、制度移行時の問題や生活保護との違いをどう考えるかといった課題があるものの、①未納問題が解消される、②第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の負担面での一元化が図られる、③世代間および高齢者間の所得格差の縮小に貢献する、などのメリットがあるとされている²。また、具体的な影響についても以前から議論されており、1999年年金改正の前後には高山(1998)や駒村他(2000)がミクロ的な影響に関する試算を行っている。さらに、近年では年金制度に対する不信感の高まりから、経済団体やマスコミなどからも積極的に言及されるようになっていた。こうした状況を踏まえ、政府も全額消費税方式をより具体的に検討することとなり、平成20年1月に社会保障国民会議を設置し、民間からの提言を踏まえた様々な試算を行った。

社会保障国民会議の試算は、バックデータを公開するなどオープンな点では、これまでの年金制度改革における議論よりも評価できるものである。また、社会保険料の帰着や消費税の転嫁など、経済学的に重要な問題について割り切った前提を置いてマクロとミクロの両面にわたり試算を行っており、見た目に分かりやすく結果が示されている。

しかし、前提の理論的な意味や現実的な妥当性についてはほとんど考慮されていない。また、妥当性に疑問が残ることを踏まえてその前提を受け入れたとしても、現行制度上、容易に予想される問題に対して必ずしも十分な配慮がなされていない。具体的には社会保険料控除を通じた個人所得課税への影響など、社会保険料と税の一体的な構造が試算では考慮されていない。こうした点を修正することによって、社会保障国民会議の試算で示さ

¹ 厚生労働省年金財政ホームページ「わが国の公的年金の特徴」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-02.html>

² 経済財政諮問会議（平成19年第24回資料）「基礎年金制度の選択肢」

れた結果とその政策的インプリケーションは変わる可能性がある³。

そこで本稿では、国民会議試算のうち基礎年金の財源を社会保険料から消費税に入れ替える案（ケースB）を分析対象として、まず試算の前提の現実妥当性を静学的一般均衡モデルによる租税帰着分析のフレームワークを用いて検討した⁴。また、モデルの一部を用いて、社会保障国民会議の試算結果がどのように導かれたのかを理論的に明らかにした。

次に、税方式移行時に現行制度上、付随的に発生する個人所得課税への影響を具体的に推計した。推計は、国民会議試算との比較を重視して同じ前提とデータのもとで行った。このような税方式移行時の社会保険料控除を通じた個人所得課税への影響については、高山(1998)や駒村他(2000)のミクロ的な影響に関する先行研究でも考慮されておらず、またその影響の規模を推計した研究にいたっては、おそらく本稿がはじめてであると思われる⁵。

さらに本稿では、国民会議試算の前提のもとで予想される企業や政府に対するマクロ的な影響についても推計した。社会保険料の雇用主負担の減少が利潤の増加につながれば、法人税の増加に結びつく。また、政府を雇用主としての側面から見た場合、社会保険料負担の減少は財政負担の減少につながる。このように、家計だけでなく企業や政府への影響も明らかにすることで、社会保障国民会議の試算が想定している影響の全体像と移行時の課題を明らかにすることができる。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、国民会議試算の構造と前提の妥当性を理論的に明らかにする。第3節では、社会保障国民会議の試算では考慮されていない個人所得課税への影響の具体的な推計方法と推計結果について述べる。第4節では、企業と政府へのマクロ的な影響の推計方法と推計結果を述べる。そして第5節で、分析結果のまとめを行い、その政策的なインプリケーションについて述べる。

2. 社会保障国民会議試算の理論的解釈

社会保障国民会議の試算ケースBは、基礎年金相当の社会保険料を引下げる代わりに消費税を増税するというもので、そのミクロ試算では、租税負担の転嫁という経済学的に重

³ 同様の指摘は中田(2008)でもなされている。

⁴ ケースB以外は、財源の問題と給付水準の問題が混在しており、厳密には税方式の議論とは言えないため本研究では分析対象とはしない。

⁵ 健康保険料分の社会保険料控除を廃止した場合の個人所得課税の増税規模を推計した研究は存在する（岡本(2008)）。

要な問題について、下記のような前提をおいている。

- 社会保険料雇用主負担の賃金への転嫁はなし
- 消費税は販売価格に 100%転嫁される

そして、最終的に家計調査のデータを用いて、消費税方式への移行により全ての世帯で負担が増加するという結果を示している。以下では、オーソドックスな理論モデルを用いて国民会議試算の理論的な解釈と前提の妥当性などについて明らかにする。

2.1 モデル

(1) 家計

家計は、勤労所得者 ($i=y$) と年金受給者 ($i=o$) の 2 タイプ存在すると仮定する。勤労所得者は賃金所得を、年金受給者は資本所得と年金を所得とし、それぞれ下記の予算制約のもと、 $\partial U/\partial C^i > 0$ 、 $\partial U/\partial L < 0$ となるような効用関数 $U = U(C^i, L^S)$ を最大化するように消費 C^i と労働供給 L^S を決定する。

$$\text{勤労所得者： } PC^y = (1 - \tau_h)WL^S - T_w^y \quad (1)$$

$$\text{年金受給者： } PC^o = RK^S + PZ - T_w^o \quad (2)$$

ここで、 P は消費税込みの消費財価格、 W は賃金率、 R は資本収益率、 K^S は保有資本、 τ_h は雇用者負担分の社会保険料、 T_w^i は所得税、 Z は物価調整前の年金給付を表す⁶。勤労所得者と資本所得者の予算制約は、 $w = W/P$ 、 $r = R/P$ 、 $\tilde{T}_w^i = T_w^i/P$ として消費者価格 P で基準化すると、それぞれ次のように表せる。

$$\text{勤労所得者： } C^y = (1 - \tau_h)wL^S - \tilde{T}_w^y \quad (3)$$

$$\text{年金受給者： } C^o = rK^S + Z - \tilde{T}_w^o \quad (4)$$

社会保障国民会議のミクロ試算は、税方式移行時 (2009 年度) の影響を明らかにしたものである。短期のモデルであることから、資本 K は所与とする ($K^S = \bar{K}$)。したがって、効用最大化問題を解くのは勤労所得者のみである。勤労所得者の効用最大化問題は、予算制約を効用関数に代入することで $U = U((1 - \tau_h)wL^S - \tilde{T}_w^y, L^S)$ の最大化、すなわち労働供給のみを決定する問題に置き換えられ、最終的に解として労働供給関数 $L^S = L((1 - \tau_h)w)$ が求まる。以下では、この労働供給関数について $L'((1 - \tau_h)w) > 0$ を仮定する⁷。

⁶ 本間(1982)では RK を利潤、 R を資本に対する収益率としている。

⁷ 賃金上昇によって所得が増加するとともに余暇の機会費用も上昇する。ここでは、所得が増加することで労働供給を減らして余暇を増やそうとする所得効果よりも、余暇の機会費用の上昇を受けて労働供給をより増やそうとする代替効果の方が大きいと仮定していることになる。

(2) 生産

生産部門は一部門であり、資本 K と労働 L を使って単一の消費財 X が生産される⁸。生産関数は線形の一次同次関数であり、次のように表される。

$$X = F(K, L), \quad F_K > 0, \quad F_L > 0 \quad (5)$$

また、生産部門の利潤最大化問題は次のように表される。

$$\max \Pi = \left(\frac{1}{1 + \tau_c} \right) F(K^D, L^D) - (1 + \tau_l)wL^D - rK^D \quad (6)$$

ここで、 K^D と L^D はそれぞれ資本需要と労働需要で、 τ_l は雇用主負担分の社会保険料率、 τ_c は消費税率で、消費税の納税義務は生産者が負う。この利潤最大化問題を解くと、要素需要に関して以下の二式が導かれる。

$$F_L(K^D, L^D) = (1 + \tau_c)(1 + \tau_l)w, \quad F_K(K^D, L^D) = (1 + \tau_c)r \quad (7)$$

(3) 政府

政府は家計からの賃金所得税、生産者からの消費税、雇用主負担分の社会保険料をもとに年金受給者に対して一括給付を行う。したがって、政府の予算制約は次のように表せる。

$$Z = \tau_h wL^S + \tau_l wL^D + \tau_c \left\{ (1 + \tau_l)wL^D + rK^D \right\} + (\tilde{T}_w^y + \tilde{T}_w^o) \quad (8)$$

社会保障国民会議が示した基礎年金全額消費税方式化のケースBは、年金給付額はそのままにして、基礎年金相当の年金保険料を引下げる代わりに消費税を増税するというものである。(8)式で言うならば、年金給付 Z と所得税 \tilde{T}_w^i を一定に保ちつつ、保険料率 τ_h と τ_l を引下げ、消費税率 τ_c を上げる形で表される⁹。このように政府支出一定のもとで租税負担の帰着を分析する手法は、「差別的帰着分析」とよばれる。以下では、消費税率 τ_c を外生変数、保険料率 τ_h と τ_l を従属変数として分析を行う。

(4) 市場均衡

均衡は、要素需要に関する(7)式と政府の予算制約である(8)式について、労働市場の均衡

⁸ 租税の帰着に関する静学的一般均衡分析では、Harberger(1962)以来の伝統で二部門モデルを用いて分析されることが多いが、Kotrikoff and Summers(1987)で指摘されているように主要な結果を得るには一部門モデルが有用である。

⁹ 以下では、このときの保険料率と消費税率の引上げ幅をそれぞれ $d\tau_h$ 、 $d\tau_l$ 、 $d\tau_c$ とする。なお、保険料率は引下げられるので $d\tau_h < 0$ 、 $d\tau_l < 0$ となる。

式 $L^D = L((1 - \tau_l)w)$ と資本市場の均衡式 $K^D = \bar{K}$ を代入した 3 本の方程式体系で表される。だが、内生変数は 4 つ (w 、 r 、 τ_h 、 τ_l)、外生変数は 1 つ (τ_c) なので、このままで解けない。そこで、初期の均衡における τ_h と τ_l の値は所与として、雇用者負担分の保険料引下げ幅 $d\tau_h$ と雇用主負担分の保険引下げ幅 $d\tau_l$ について一定の関係を仮定する。

具体的には、わが国の年金制度において、厚生年金保険料は雇用主と雇用者で折半をすることになっていることを利用し、消費税を引上げる代わりに引下げる保険料率は τ_h と τ_l で同じ ($d\tau_h = d\tau_l$) とした。これにより均衡の特性を表す方程式体系は、要素需要に関する(1)式と政府の予算制約である(2)式について全微分をとった 3 つの式で表され、内生変数は 3 つ (dw 、 dr 、 $d\tau_l (= d\tau_h)$)、外生変数は 1 つ ($d\tau_c$) で解くことができる。

2.2 国民会議試算の構造

社会保障国民会議のミクロ試算の理論的構造を明らかにするだけならば、効用関数などの設定は特に必要なく、上記のモデルの一部を用いるだけで可能である。

社会保障国民会議の試算では、消費税率を引上げても税抜き消費支出額は変わらないという前提のもとで計算されており、消費税が販売価格に 100% 転嫁される (税抜き消費財価格が不変) という前提も考慮すると、(8)式の政府予算制約は、

$$\hat{Z} = (\tau_h + \tau_l)\hat{w}L + \tau_c \{C^y + C^o\} + (\hat{T}_w^y + \hat{T}_w^o) \quad (9)$$

と書き換えることができる¹⁰。総消費に占める現役世代の消費の割合を $\gamma \equiv C^y / (C^y + C^o)$ とし、税方式への移行によって賃金と賃金所得税は変化しないという前提 ($d\hat{w} = d\hat{T}_w^i = 0$) のもとで(9)式を全微分すると、消費税と保険料について次式の関係が導かれる。

$$-\hat{w}L(d\tau_l + d\tau_h) = C^y d\tau_c \quad (10)$$

社会保障国民会議の試算では、税方式への移行によりすべての家計で負担が増えるという結果が示されている。このうち公的年金に加入していない者、すなわち本稿のモデルでいえば年金受給者については、社会保険料引下げの恩恵を受けないため、消費税が販売価格に上乗せされる限り、消費税の引上げによって負担が増加することは自明である。したがって、問題となるのは勤労所得者である。

勤労所得者は社会保険料の引下げによって所得は $-\hat{w}Ld\tau_h$ だけ増加し、消費税の増税により所得は $C_y d\tau_c$ だけ減少する。よって、税方式への移行による所得の増減を dI とすると、

¹⁰ (9)式は税抜き消費財価格 $P/(1 + \tau_c)$ で基準化して表されている。変数に $\hat{}$ が付いているものは税抜き消費財価格で基準化されたものを表す。

$$dl = -\hat{w}Ld\tau_h - C^y d\tau_c \quad (11)$$

となる。これに(10)式を代入すると、 $\gamma > d\tau_h / (d\tau_l + d\tau_h)$ であれば税方式の移行によって負担が増加することが分かる。特に社会保険料負担を雇用主と雇用者で折半している場合 ($d\tau_l = d\tau_h$)、 $\gamma > 1/2$ であれば負担増となる。消費に占める現役世代の割合は一般に5割を超えていると考えられるので、税方式への移行は負担増を伴うことになる¹¹。

このように国民会議の試算では、賃金が変わらないまま雇用主が負担していた保険料を家計が消費税という形で負担するため、現役世代の負担増という結果がもたらされる。しかし、仮に雇用主が社会保険料の負担軽減分を100%雇用者に還元した場合には家計の負担は逆に減少することから、そうした前提がはたして妥当なのかどうか非常に重要な問題となる¹²。この点を次小節で検討する。

2.3 国民会議試算の前提の妥当性

ここでは、国民会議試算の諸前提が想定する経済とはいかなるものかを、一般均衡の枠組みで比較静学的手法を用いて明らかにする。

次式は、消費税率 τ_c を変化させた場合の均衡の変化を行列表示で表したものである。

$$\begin{bmatrix} \frac{1}{w}(\eta^S - \eta^D) & 0 & -\left(\frac{\eta^S}{1-\tau_h} + \frac{\eta^D}{1+\tau_l}\right) \\ (1+\tau_c)(1+\tau_l)L\eta^S & (1+\tau_c)K\eta^D & -(1+\tau_c)(1+\tau_l)\frac{wL}{1-\tau_h}\eta^S \\ Z_w & Z_r & Z_h + Z_l \end{bmatrix} \begin{bmatrix} dw \\ dr \\ d\tau_l \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \frac{\eta^D}{1+\tau_c} \\ -rK\eta^D \\ -Z_c \end{bmatrix} d\tau_c \quad (12)$$

ここで、 η^S と η^D はそれぞれ労働供給と労働需要の弾力性を表し、 $\eta^S > 0$ 、 $\eta^D < 0$ である。また、 Z_w 、 Z_r 、 Z_h 、 Z_l 、 Z_c はそれぞれ均衡での政府の予算制約式について全微分した際の w 、 r 、 τ_h 、 τ_l 、 τ_c に関する偏微係数である。左辺の 3×3 の行列は解の存在条

¹¹ 実は以上の説明には理論的な矛盾がある。(3)式から分かるように、本稿のモデルでは所得が減少すれば消費も減少しなければならず、負担が上昇する事と消費支出が不変であるという前提は両立しない。社会保障国民会議の試算では、この点に関して所得の減少を貯蓄がバッファとなる形で処理することで問題を回避している。しかし、仮にライフサイクル・モデルに拡張して本稿のモデルに貯蓄の概念を導入したとしても、生涯所得と生涯消費は一致しなければならず、税方式化による恒久的な消費税の増税は消費を減少させる。したがって、むしろ社会保障国民会議の試算の方に無理があるといえよう。ただし、消費支出を可変とした場合でも、必要な消費税の総額は基本的に不変であるために消費税率が変化するだけで個人の消費税負担額は変わらないと考えれば、さほど大きな問題ではない。

¹² 負担が減少することは、(11)式の右辺に $-wLd\tau_l$ を足せば容易に導かれる。

件にかかわる部分だが、ここでは均衡は一意に存在するものと仮定する。

以下の二式は、社会保険料を引下げる代わりに消費税を上げた場合の比較静学を行ったもので、それぞれ実質賃金と実質資本収益率への影響を表したものである。

$$\frac{\frac{dw}{d\tau_c} \{(1+\tau_l)+(1-\tau_h)\}L}{\frac{X}{(1+\tau_c)^2}} = \frac{\left(\frac{\eta^S}{1-\tau_h} + \frac{\eta^D}{1+\tau_l} \right) (\theta_L - 1)}{\frac{\eta^S}{1-\tau_h} - \frac{\eta^D}{1+\tau_l} + \frac{(1+\tau_c)(1+\tau_l)-(1-\tau_h)}{(1+\tau_l)(1-\tau_h)} \eta^S \eta^D} - \theta_L \quad (13)$$

$$\frac{\frac{dr}{d\tau_c} K}{\frac{X}{(1+\tau_c)^2}} = \frac{\frac{\eta^S}{1-\tau_h} \theta_K}{\frac{\eta^S}{1-\tau_h} - \frac{\eta^D}{1+\tau_l} + \frac{(1+\tau_c)(1+\tau_l)-(1-\tau_h)}{(1+\tau_l)(1-\tau_h)} \eta^S \eta^D} - \theta_K \quad (14)$$

$\theta_L \equiv (1+\tau_c)(1+\tau_l)wL/X$ 、 $\theta_K \equiv (1+\tau_c)rK/X$ は、それぞれ労働分配率、資本分配率を表す。

労働供給が完全に非弾力的である場合 ($\eta^S = 0$)、(13)式の右辺は $\theta_K - \theta_L$ 、(14)式の右辺は $-\theta_K$ となる。このとき労働分配率と資本分配率が等しければ ($\theta_K = \theta_L$)、租税負担は資本に帰着する。一方、労働需要が完全に非弾力的である場合 ($\eta^D = 0$)、(13)式の右辺は -1 、(14)式の右辺は 0 となり、租税負担は労働に完全に帰着する。一般的に雇用主負担の帰着については、労働需要が完全に非弾力的であれば資本に完全に帰着するとされている。しかし、本稿では保険料引下げ時に雇用主だけでなく雇用者の保険料負担も軽減されて労働供給が増加するため、租税負担が労働に帰着することになる¹³。

社会保障国民会議のミクロ試算では、名目賃金 W と消費税抜き消費財価格 $P/(1+\tau_c)$ は不変であると仮定している。これは $d((1+\tau_c)w)/d\tau_c = 0$ 、すなわち $dw/d\tau_c = -w/(1+\tau_c)$ であることを意味する。したがって、(13)式より

$$\frac{\theta_L}{\theta_K} \frac{1-\tau_h}{1+\tau_l} = \frac{(1+\tau_l)\eta^S + (1-\tau_h)\eta^D}{(1+\tau_l)\eta^S - (1-\tau_h)\eta^D + \{(1+\tau_c)(1+\tau_l)-(1-\tau_h)\}\eta^S \eta^D} \quad (15)$$

であれば国民会議のミクロ試算の前提と合致する。

内閣府『平成18年度国民経済計算 (SNA)』より2006年度の税率や労働分配率のパラメータを推計すると、 $\tau_h = 8.1\%$ 、 $\tau_l = 8.9\%$ 、 $\tau_c = 11.6\%$ 、 $\theta_L = 0.704$ である¹⁴。これを(15)

¹³ 均衡の変化を $d\tau_l = d\tau_h$ ではなく $d\tau_h = 0$ (雇用者の社会保険料負担は不変) として計算すれば、租税負担は労働供給が完全に非弾力的である場合に労働に完全に帰着し、労働需要が完全に非弾力的である場合に資本に完全に帰着することが証明できる。

¹⁴ 保険料率については、社会保障負担の明細表を用いて雇用者報酬に対する保険料負担の比率を求めた。保険料負担からは国民年金、国民健康保険、基金、児童手当を除き、介護保険の雇用者負担については雇用主負担と同額をカウントした。また、消費税率と労働分

式に代入すると、 $\eta^D = 1.503\eta^S / (3.107 - 0.706\eta^S)$ となる。黒田・山本(2007)の推計によると、わが国の就業選択と労働時間選択を合わせた労働供給の賃金弾性値（マーシャリアン弾性値）は 0.47~0.67 とされており、これに従えば $\eta^D > 0$ となる。通常、賃金が上昇すれば労働需要は減少する（ $\eta^D < 0$ ）と考えられることから、わが国の経済構造からは(15)式の関係は満たされず、オーソドックスな理論モデルでは国民会議試算の前提は説明できないということになる。また、岩本・濱秋(2006)のサーベイでも、わが国に関する実証分析では社会保険料の帰着に関する評価は定まっていないとされている。したがって、理論的、実証的に国民会議の試算の前提を積極的に支持できる材料は、少なくとも現段階では見いだせないといえよう。

2.4 国民会議試算の制度的整合性

国民会議の試算の前提は、その理論的妥当性の点について問題があるかもしれないが、決定的な設定というものも無く、やむを得ない側面もある¹⁵。しかし、仮に国民会議の試算の前提を受け入れたとしても、制度面での整合性の点では問題がある。一つは、所得税を一定としている点である。社会保険料と所得税は社会保険料控除を通じて連動しており、賃金が不変であっても社会保険料が減少すれば控除が縮小して所得税が増加する。

所得税 \hat{T}_w を社会保険料 T_p を除いた所得に対する税率 τ_w の比例税という形で定義すると、 $\hat{T}_w \equiv \tau_w(\hat{w}L - T_p)$ と表せる。家計が負担する社会保険料は $T_p = \tau_h \hat{w}L$ なので、社会保険料の引下げによる所得の増加は $-\hat{w}Ld\tau_h + \tau_w \hat{w}Ld\tau_h$ であり、消費税の増税による負担の増加と合わせると、最終的な所得の増減は、

$$dI = (\tau_w - 1)\hat{w}Ld\tau_h - C^y d\tau_c \quad (16)$$

となる。したがって、税方式への移行に伴って特段の措置を講じなければ、 $-\tau_w \hat{w}Ld\tau_h$ の意図せざる増税が発生することになる。

国民会議の想定する税方式によって生じる意図せざる増税はこれだけではない。上記の所得税の計算では、税方式によって社会保険料控除が縮小するとしており、現行税制上、この扱いは間違っていない。しかし、社会保険料引下げの代わりに増税する消費税も同じ

配率については、それぞれ生産・輸入品に課される税と雇用者報酬の国民所得（要素費用表示）に対する比率を求めた。

¹⁵ ただし、雇用者の負担増が導かれるような前提を恣意的に設定したとの批判を避けるためにも、雇用主負担の軽減分が雇用者に還元された場合の結果についても社会保障国民会議は示す必要があったであろう。

社会保険の財源であり、社会保険のための負担を課税所得から控除するという社会保険料控除本来の意味からすれば、新たに導入される消費税が控除対象外となる理由はない¹⁶。仮に $dT_p = C^y d\tau_c + \hat{w}Ld\tau_h$ として、社会保険料を引下げた上で消費税の増税額に社会保険料控除を適用した場合、税方式への移行による所得の増減は、

$$dI = (\tau_w - 1)\hat{w}Ld\tau_h + (\tau_w - 1)C^y d\tau_c \quad (17)$$

となる。これを(11)式と比べると、国民会議試算よりも負担は軽くなることが分かる¹⁷。すなわち、社会保険料控除縮小の影響を排除したとしても、社会保障国民会議の想定する税方式化は実質増税の要素を含んでいることになる¹⁸。

したがって、社会保障国民会議の試算は、税収中立で社会保険料の引下げ額と消費税の増税額が一致する「差別的帰着」の状況を想定しながら、実際には増税を伴う「均衡予算帰着」の問題になっているとも言える。分かりやすさを優先して理論的な整合性に目をつぶるとしても、このような制度的に整合的でない部分を見逃すことには問題があろう。次節では、こうした制度的に整合的でない部分の規模を具体的に推計する。

3. 意図せざる増税の規模と影響

ここでは、社会保障国民会議の試算との比較を重視して、同試算と同じく、①社会保険料雇用主負担の減少は賃金に反映されない、②消費税率の上昇は100%価格に転嫁される、③税負担の増減にかかわらず税抜きベースの消費支出は一定、という前提を置き、税方式移行時に家計に対して制度上発生する意図せざる増税の規模を推計する。また同時にその世帯類型別、所得階級別のミクロ的な影響も推計する。

3.1 推計方法

(1) 個人所得課税の増税規模（マクロ）

個人所得課税は世帯を基本的な単位としているが、基礎年金の加入は個人を単位としている。また、基礎年金の保険料は自営業者や学生などの第1号被保険者に対しては個人単位で、被用者年金の加入者（第2号被保険者）とその被扶養配偶者（第3号被保険者）に対しては世帯単位で徴収されている。したがって、社会保険料控除縮小による個人所得課

¹⁶ もっとも実務上は個人が消費税増税額を計算して社会保険料控除として申告するのは難しい。

¹⁷ なお、2.2節と同様に(17)式に(10)式を代入すると $dI < 0$ となることから、税方式移行前と比べると負担は大きくなる。

¹⁸ 国庫負担割合の引上げを消費税増税で賄う場合にも同様のことが起きることになる。

税の増税額を推計するには、まず個人所得課税の納税義務者と基礎年金の保険料負担者との関係付けを行わなければならない。

さらに、個人所得課税のうち個人住民税所得割は比例税のため推計が比較的容易だが、所得税については所得階級別のデータを用いて推計を行わなければ累進的な税構造が反映されない。だが、国税庁の税務統計を用いた場合には推計誤差が大きくなる¹⁹。

そこで本稿では、主たる所得の源泉によって給与所得者・事業所得者・その他所得者・分離課税者に分けられ、それぞれ課税標準額階級別（9 階級）に納税義務者数や、所得、各種控除額などを統一的に把握することのできる総務省『市町村税課税状況等の調』の平成 19 年度のデータを使用した²⁰。この統計は平成 18 年分所得に対して住民税の納税義務のある者についての悉皆調査で、住民税に関する統計だが所得税の納税義務の有無についても掲載されている。これを用いて税方式移行前の所得税額を推計し、その精度を確かめる。その上で、控除縮小による所得税および住民税の増税規模と税方式化による実質増税の規模を推計する。

以下では、個人所得課税の納税義務者と基礎年金の保険料負担者の具体的な関係付けの方法、所得税の推計方法、住民税の推計方法の順に説明する。

① 個人所得課税と基礎年金の保険料負担者の関係付け

図 1は、個人所得課税の納税義務者や控除対象者と国民年金被保険者とを関係付ける方法の概要を示したものである。

¹⁹ 国税庁の所得税に関する税務統計は、源泉所得税と申告所得税に分かれている。互いの様式は統一されておらず、重複や年末調整、確定申告などの問題があり、その合計も決算とは異なる。また、サンプル調査である国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』と『税務統計から見た申告所得税の実態』を用いてシミュレーションにより推計することも可能だが、大胆な仮定を置くことになる。岡本(2008)では、国保加入者については『税務統計から見た申告所得税の実態』を用い、健保加入者については標準報酬のデータをもとに給与所得控除と基礎控除のみを適用して推計している。しかし、大胆な仮定が置かれているにもかかわらず推計精度が示されていないなど、本稿よりやや粗い推計となっている。

²⁰ 本稿での事業所得者は、『市町村税課税状況等の調』における事業所得者と農業所得者の合計である。また分離課税者とは、土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者のことである。

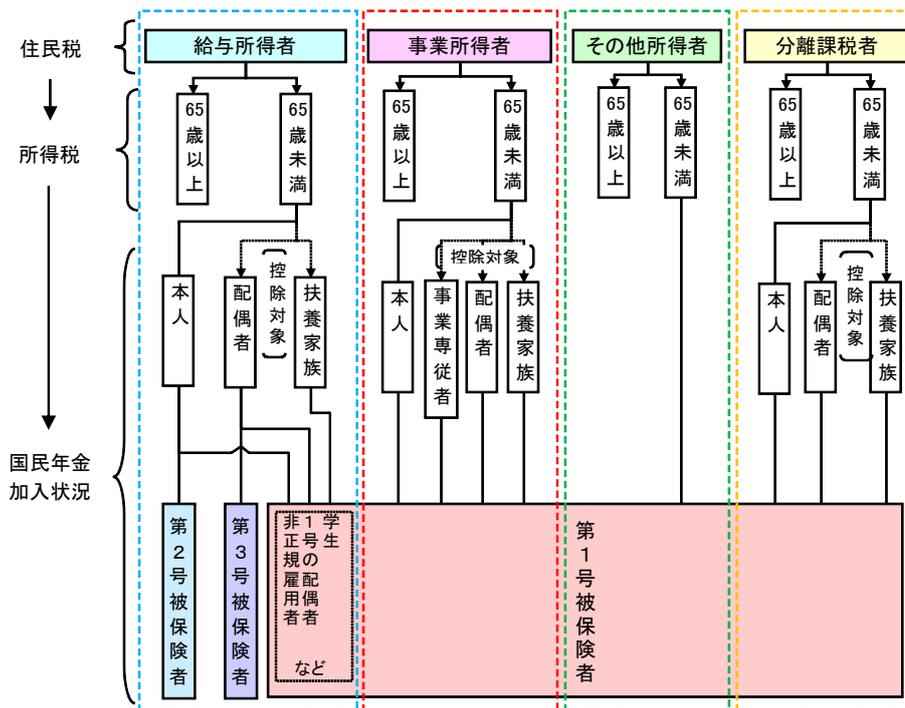


図 1 個人住民税の課税状況と国民年金の加入状況を対応させる方法

国民年金に任意継続加入が可能なのは 65 歳までである。そこで、まず保険料引下げの恩恵を受けられる者と受けられない者を分離するため、『市町村税課税状況等の調』の「公的年金等に係る雑所得の収入金額等に関する調（65 歳以上の者）」を用いて、各所得区分の所得税納税義務者を 65 歳未満と 65 歳以上に振り分けた。このとき、その他所得者の分布が 65 歳以上の公的年金受給者の分布に近いことから、階級ごとにその他所得者に 65 歳以上の公的年金受給者を優先的に割り当てた²¹。

次に、65 歳未満の納税義務者本人を国民年金第 1 号被保険者と被用者年金被保険者に振り分ける。まず、65 歳未満の事業所得者、その他所得者、分離課税者の納税義務者本人はすべて国民年金第 1 号被保険者と仮定した。給与所得者については、給与所得者の総数から社会保険庁『事業年報（平成 18 年度版）』に掲載されている被用者年金の被保険者総数を除いた者を国民年金の第 1 号被保険者数としてカウントし、『平成 17 年国民年金被保険

²¹ 単純に割り当てた場合、階級によってはその他所得者以外の者に関して、老人配偶者控除を適用しているにもかかわらず 65 歳以上の者が存在しないというケースが生じる。そのような場合には、老人配偶者控除の適用人数だけは少なくとも 65 歳以上の者が存在するよう調整した。

者実態調査』の分布を用いて階級別に按分した²²。

納税義務者の配偶者については、階級別の配偶者控除と配偶者特別控除の額を使用し、控除対象配偶者数を算出した。ただし、その他所得者については、多くが65歳以上であると仮定したため65歳未満はわずかに残るのみであり、すべて単身者であると仮定した。また、給与所得者の配偶者については、控除対象配偶者の総数から社会保険庁『事業年報（平成18年度版）』に掲載されている第3号被保険者数を除いた者を、納税義務のある第1号被保険者の配偶者総数とした。階級別には、これを給与所得者でかつ第1号被保険者である者の階級別シェアで按分し、第3号被保険者については階級別の控除対象配偶者数から第1号被保険者の配偶者数を引いて求めた。事業所得者の配偶者については、控除対象配偶者に青色および白色事業専従者を足してこれを家族従業者とみなし、第1号被保険者にカウントした。

配偶者だけでなく、大学生のように扶養家族が20歳以上であれば、国民年金の保険料負担が生じる。そこで、社会保険庁『事業年報（平成18年度版）』に掲載されている第1号被保険者の総数から、以上推計した納税義務者本人と配偶者関係の第1号被保険者を除いた残りを第1号被保険者であって被扶養者である者とし、これを給与所得者、事業所得者、分離課税者で按分した。

以上の手順により、国民年金保険料の納付者分布について、公的年金の統計と比較して推計精度を確かめたものが表1である。表では、事業所得者と分離課税者について、納税義務者本人を自営業主、配偶者と一般扶養控除対象者を家族従業者として集計している。また、その他所得者と学生が多いと思われる給与所得者の一般扶養控除対象者は無職、給与所得者の配偶者についてはパートか無職に該当していると思われるが不詳として集計している。

²² 具体的には、社会保険庁『平成17年国民年金被保険者実態調査』の「世帯主の職業別にみた所得階級別世帯等の分布」に掲載されている被用者世帯の所得階級別世帯数分布を、階級内は一様分布であると仮定し、『市町村税課税状況等の調』の階級内平均総所得の中間値を刻みとして再集計して使用した。

表 1 国民年金保険料の納付者分布

(%)	被保険者 実態調査	推計
自営業主	21.8	19.5
家族従業者	13.3	12.5
常用雇用＋臨時・パート	33.2	34.6
無職	28.2	27.8
不詳	3.6	5.6

出所) 社会保険庁『平成 17 年国民年金被保険者実態調査』

② 所得税の推計方法

【税方式移行前の所得税額】

推計に使用する総務省『市町村税課税状況等の調』は個人住民税に関するものであるため、税方式化に伴う増税規模を推計する前にまず移行前（平成 18 年度ベース）の所得税額を推計する必要がある。まず所得税納税義務者の総所得と社会保険料控除については、階級別に住民税納税義務者一人あたりの額を算出し、所得税納税義務者数を乗じることで算出した。社会保険料控除以外の所得控除については、『市町村税課税状況等の調』に掲載されている住民税ベースのものを所得税ベースに修正しなければならない。そこで、まず各種控除額を住民税の基準額で割って階級別の控除適用人数を算出し、これに所得税の基準額を乗じて所得税ベースの控除額を算出する。しかし、このままでは所得税の納税義務のない者に対する控除も含まれるため、所得税ベースの住民税納税義務者一人あたり控除額を計算し、これに所得税の納税義務者数を乗じることで所得税の納税義務者に対する控除額に変換した。

以上求めた総所得から所得控除額を差し引いて、所得税納税義務者の階級別課税標準額を算出する。この課税標準額に税率と速算控除を適用して所得税額を算出する。このとき、住民税の課税標準額階級に対して適用する所得税の限界税率は、200 万円未満の階級に対して 5%、200 万円以上 300 万円未満の階級に対して 10%、300 万円以上 700 万円未満の階級に対して 20%、700 万円以上 1000 万円未満の階級に対して 23%、1000 万

円超の階級に対して 33%を適用した²³。

以上述べた方法によって算出した所得税額の推計精度を見たものが表 2である。決算との誤差は 6,298 億円（誤差率 4.64%）となっている²⁴。

表 2 平成 18 年度所得税収の推計精度

決算（利子所得税除く）	135,703 億円
推計	129,405 億円

注）利子所得税は国税庁『統計年報（平成 18 年）』を使用。

【社会保険料控除縮小の影響】

社会保険料控除縮小の影響については、移行前の社会保険料控除額から保険料引下げ額を引いた控除額を使用して所得税を算出し、移行前の税額との差で求める。保険料の引下げ額は、国民年金の第 1 号被保険者と被用者年金被保険者に分けて計算する。

まず第 1 号被保険者の保険料引下げ額については、2009 年度の国民年金保険料収入を 2006 年度の納付者数で割った額（年額 13.9 万円）を一人あたり国民年金保険料として、被保険者数に乗じて求めた。被用者年金被保険者の保険料引下げ額については、総報酬額に保険料率引下げ分（2009 年度 2.0%）を乗じて求めた。なお、総報酬額は各階級の一人あたり平均総所得を給与所得控除前の額に変換し、被用者年金被保険者でかつ所得税の納税義務者の人数を乗じて求めた。

変換に際しては、階級別の一人あたり平均標準報酬年額に上限を適用し、さらに報酬総額が 2009 年度の保険料収入見込みから逆算した報酬総額に合うように調整した。このとき厚生年金の総報酬額については、社会保障国民会議の試算のバックデータの数字を用いた。一方、共済年金については、社会保障国民会議の試算の対象外となっており、新人口推計による試算もなされていない。そのため、人口の前提が異なるものの、平成 16 年財政再計算の 2009 年度の見込み額を使用し、2009 年度の保険料率から逆算した。その結果、推計では、国民会議試算のバックデータにある被用者年金全体の拠出金（雇用者負担分）

²³ 所得税の納税義務者の分布が住民税の課税標準額に基づいている点や、課税標準額の階級区分と所得税の税率適用区分にズレがある点にやや問題があるものの、これを修正するのは困難である。

²⁴ 国税庁『統計年報（平成 18 年）』の源泉所得税と申告納税額の合計（18.8 億円）と決算では 5.3 兆円のズレが生じることを考慮すると、許容範囲であると考えられる。

3.6兆円よりも2,107億円多くなっている。

【社会保険料控除を適用できないことによる実質増税】

前節で明らかにしたように、税方式化は基礎年金の財源負担を社会保険料控除の対象から外し、その際に保険料負担の軽減額を上回る負担の増加があれば社会保険料控除縮小の影響を除いたとしても実質増税となる。この実質増税額については、所得税納税義務者の階級別総所得に消費性向を乗じて消費支出を算出し、それに基礎年金相当の消費税率3.5%を乗じた額を新たに社会保険料控除額に加えて算出した。なお、消費性向は給与所得控除後の総所得に対する消費税を除く消費支出の比率で、『家計調査年報（平成19年版）』の「年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出（全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯）」を用いて階級別に算出したものである²⁵。また、この計算では65歳以上の納税義務者に対しても基礎年金相当の消費税を社会保険料控除に適用できるものとして計算した。

表3は、税率1%あたりの消費税額の推計結果と決算を比較したものである。決算よりも低い数字となっているが、推計では生活保護の受給者など所得税の非課税者が含まれないことも影響していると考えられる。

表3 税率1%あたりの消費税額の推計結果（平成18年度）

決算	26,158億円
推計（所得税納税義務者）	19,343億円

注) 推計には所得税非課税者の分は含まれない。

③ 住民税の推計方法

個人住民税所得割は比例税であるため、所得税よりも推計は容易である。個人住民税所得割の課税最低限は国民年金保険料の免除基準よりも低いことから、公的年金保険料の納

²⁵ 社会保障国民会議のミクロ試算の方法にあわせて、総務省統計局『家計調査年報（平成19年）』を使用し、給与所得者以外にも勤労者世帯の消費性向を適用している。したがって、いわゆるクロヨンの問題は考慮されていないことになる。また、消費性向を可処分所得ではなく総所得に対する比率としているのは、このクロヨンの問題があり、給与所得者以外の可処分所得を推計できないためである。

付者は全て個人住民税所得割の納税義務者かその被扶養者であると仮定する²⁶。これにより、社会保険料控除縮小の影響や実質増税額は、基本的に個人住民税納税義務者の保険料引下げ総額あるいは消費税増税額に税率 10%を乗じることで求めることができる。

保険料引下げ総額のうち国民年金第 1 号被保険者の分については、国民年金保険料が廃止されるものとして厚生労働省年金局「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響（暫定試算）：平成 19 年 2 月」の 2009 年度の保険料収入見込み額を引下げ総額とした。一方、第 2 号被保険者の雇用者負担分については、社会保障国民会議の試算で雇用者は基礎年金相当分の保険料率として 2.0%分軽減されるとしているので、これを総報酬額に乗じて算出した。

社会保険料控除縮小の影響を除いても生じる実質増税額については、所得税と同様に個人住民税の納税義務者の階級別総所得から消費税の増税額を算出し、増税総額と社会保険料雇用者負担分の減少総額の差に税率 10%を乗じて求めた。

(2) ミクロ

ミクロ的な影響については、分析対象を被用者（勤労所得者）に限定し、社会保障国民会議の試算と比較できるよう、同じバックデータと各種統計を使用して実際の税制等に即して推計した。

まず保険料引下げと消費税率引上げの影響については、国民会議試算のバックデータ（『家計調査年報（平成 19 年）』）をそのまま利用した。その際、消費税については、課税対象とならない項目を消費支出から控除した場合のデータを使用した。

次に個人所得課税については、バックデータにある項目のうち「世帯主収入」と「世帯主の配偶者の収入」を世帯収入として、所得税と個人住民税を計算した²⁷。その際、所得

²⁶ 2007 年度の国民年金保険料の全額免除基準は、単身者の場合、合計所得（給与所得控除後）77 万円以下となっている。一方、住民税の課税最低限は、基礎控除と年金以外の社会保険料控除のみを考えた場合、基礎控除 33 万円と厚生労働省『平成 17 年所得再分配調査』一人世帯の平均社会保険料（年金除く）10.4 万円をあわせて 40.7 万円となる。

²⁷ 総務省統計局『家計調査年報（平成 19 年）』には、勤労所得税と個人住民税の負担額が示されている。しかし、所得税よりも住民税の方が課税ベースは広いはずだが、予想よりも所得税の課税ベースが広く税額が多くなっており、そのまま使用するにはやや問題がある。住民税より所得税の税額が多い要因としては、①源泉徴収の影響（調査対象の継続調査期間が 6 か月で、その間に年末調整があるとは限らない）、②現年課税（所得税）と前年課税（住民税）の違い、③個人住民税の税源移譲が反映されるのが平成 19 年 6 月からで、その間は税率が低い、が考えられる。したがって、本稿では家計調査の収入等を元に

控除としては、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除（一般）、社会保険料控除、基礎控除を適用した。このうち配偶者控除と配偶者特別控除については世帯主収入と配偶者収入をもとに計算した²⁸。また、扶養控除（一般）は（世帯人員数－2）を扶養者数として計算した。個人住民税については、このほかに調整控除を適用し、均等割も合算した。

3.2 推計結果

(1) 家計に対するマクロの影響

賃金や消費税について社会保障国民会議と同じ前提を置けば、基礎年金の財源を保険料から消費税に転換する際に、これまで雇用主負担であった分が新たに家計の負担となる。具体的には、表 4に示した通り、保険料負担が 6.1 兆円軽減される一方で消費税の負担が 9.4 兆円増加するため、家計の負担が新たに 3.2 兆円増加する²⁹。

表 4 年金保険料引下げと消費税増税の規模

年金保険料（国民年金＋被用者年金雇用者分）	▲ 61,361 億円
消費税（＝基礎年金給付費：保険料充当分）	93,575 億円

注）基礎年金給付費（保険料充当分）は社会保障国民会議のバックデータより。

これに加えて、すでに述べたように個人所得課税において意図せざる増税が発生する。表 5は、この意図せざる増税の規模を示したものである。まず、社会保険料控除縮小によって、家計の負担は所得税と住民税をあわせて 1.3 兆円増加する。これは 2009 年度の消費税率に換算して 0.46%に相当する³⁰。また、税方式移行時に税制改正を行ってこの控除縮小の影響を取り除いたとしても、保険料軽減額を超える消費税負担には社会保険料控除を適用できないために 0.2 兆円の実質増税が生じる³¹。これは 2009 年度の消費税率に換算して 0.08%に相当する。よって、社会保障国民会議の想定では、個人所得課税において合

計算した税額と税方式移行後の税額の変化で分析している。

²⁸ 控除適用外の場合はそれぞれ税額を計算して合算。

²⁹ 社会保障国民会議のバックデータでは基礎年金拠出金のうち雇用主負担分は 3.6 兆円となっているが、本稿の推計では拠出金単価よりも高い国民年金保険料を廃止していることと被用者年金保険料の推計誤差により家計の負担増がそれよりも小さな額となっている。

³⁰ 2009 年度の消費税額は、社会保障国民会議のバックデータを使用した。

³¹ 表 4 で示した消費税の増税額 9.4 兆円には生活保護受給者など住民税非課税者の分が含まれており、実質増税の推計対象となる消費税額はそれよりも小さな額となっている。

計 1.5 兆円、消費税率に換算して 0.54%の意図せざる増税が生じることになる。

表 5 消費税方式への移行に伴う個人所得課税の増税額

(単位：億円)

	所得税	住民税	計
控除縮小の影響	6,848	6,138	12,986
控除縮小の影響を除いても残る実質増税	1,471	796	2,268

注) 算出税額ベース。単位は億円。

被用者年金の被保険者は定率の年金保険料を雇用主との間で折半しているが、国民年金第 1 号被保険者の保険料は定額で雇用主負担もない。したがって、保険料の引下げや消費税の増税、意図せざる個人所得課税の増税の規模についても被用者年金の被保険者とそれ以外で異なると考えられる。表 6 は、こうした税方式移行時の負担の構成を被用者年金の被保険者とそれ以外の住民税納税義務者についてより詳しく見たものである。

被用者年金の被保険者については、2.4 節で明らかにしたように保険料負担の軽減額よりも消費税負担のほうが大きいために実質増税が生じる。一方、それ以外の住民税納税義務者については、保険料負担の軽減額のほうが消費税負担の増加よりも大きく、控除縮小の影響を取り除いた場合は実質減税となる。実際には、それ以外の住民税納税義務者に国民年金の第 1 号被保険者のほかに 65 歳以上の保険料負担のない者も含まれるため、表 6 で示した規模より住民税納税義務のある第 1 号被保険者の消費税負担はさらに小さく、実質減税の規模は大きい。

このように控除縮小の影響を除いた場合に第 1 号被保険者で実質減税が生じるのは、国民年金保険料が基礎年金の拠出金単価にほぼ相当しており、税方式化によって高齢者など保険料を負担していなかった者にも課税ベースが拡大することで負担が減少するためである³²。したがって、個人所得課税において生じるトータル 1.5 兆円の増税を被保険者間で扱いに差のない形の税制改正によって解消した場合、国民年金第 1 号被保険者に対する実質減税が拡大することになる。よって、税方式移行時には、個人所得課税の増税の規模に

³² 2.2 節で雇用主負担の軽減分を雇用者に還元すると負担が減少すると述べたが、現行制度の国民年金保険料に被用者の雇用主負担に相当する分も含まれていると考えれば、第 1 号被保険者の負担減も同じ理屈で説明できる。社会保障国民会議の自営業者等世帯モデルに関するマイクロ試算でも同様の結果が示されている。

対してだけでなく、被保険者間の違いにも配慮して税制改正を行う必要がある。

表 6 消費税方式への移行時の負担構成

(単位：億円)

	被用者年金 被保険者	第 1 号被保険者 および 65 歳以上
保険料負担	▲ 38,381	▲ 23,000
消費税負担	49,565	19,803
控除縮小の影響	8,726	4,260
控除縮小の影響を除いても残る実質増税	2,354	▲ 84

注) 算出税額ベース

(2) 家計に対するミクロの影響

表 7は、税方式化のミクロ的な影響を所得階級別に見たものである。最終的な負担の増減については、保険料と消費税を考慮しただけの社会保障国民会議ベースのものと、社会保険料控除縮小による個人所得課税の影響を加えたもの、さらに消費税増税額を社会保険料控除に算入した場合と税方式移行前との差額を実質増税として負担増減に加えたものの 3 通り示してある。

表 7を見ると、社会保障国民会議では税方式への移行で低所得層ほど負担が増加することが示されているが、個人所得課税への影響を考慮した場合はやや異なることが分かる。被用者年金保険料は基本的に収入が増えるにつれて増加する。加えて、所得税は累進税体系であることから、社会保険料控除縮小による増税の影響は高所得層ほど大きくなる。また、実質増税の影響は、消費税の逆進性が反映されて低所得層ほど負担が増える。最終的に、負担増の最大最小の差は、社会保障国民会議では年間 2.5 万円、負担率で 1%ポイントだが、個人所得課税の影響を実質増税分まで考慮した場合には年間 1.4 万円、負担率で 0.9%ポイントに縮小する。したがって、個人所得課税の影響で全体の負担はさらに増加することになるが、負担増は所得階層間で平均化されることになる。

表 7 税方式化の家計への影響（所得階級別）

(単位:万円)

所得階層 (世帯主+配偶者収入)		第Ⅰ分位 (310.3)	第Ⅱ分位 (433.2)	第Ⅲ分位 (543.1)	第Ⅳ分位 (679.6)	第Ⅴ分位 (958.4)
保険料(基礎年金相当)		▲ 4.2	▲ 6.3	▲ 8.4	▲ 10.9	▲ 15.3
消費税(基礎年金相当)		7.5	9.2	10.5	12.6	15.9
個人所得課税(控除縮小)		0.6	0.9	1.3	2.2	4.2
" (実質増税)		0.5	0.4	0.3	0.3	0.2
増減計	保険料+消費税	3.2	2.9	2.2	1.7	0.7
		[1.0%]	[0.7%]	[0.4%]	[0.3%]	[0.1%]
	+個人所得課税(控除縮小)	3.9	3.9	3.4	3.9	4.9
		[1.2%]	[0.9%]	[0.6%]	[0.6%]	[0.5%]
参考	+個人所得課税(実質増税)	4.4	4.3	3.7	4.2	5.1
		[1.4%]	[1.0%]	[0.7%]	[0.6%]	[0.5%]
仮想拠出額と保険料の差		11.9	9.8	7.8	5.3	0.9
公的負担率		15.4%	16.6%	17.4%	18.6%	22.3%

注1) 厚生年金保険料率の引下げ幅は 2.0%、消費税率の引上げ幅は 3.5%

注2) 増減計の下段は、「世帯主+配偶者収入」に対する比率

注3) 仮想拠出額=拠出金単価(雇用者負担分, 2009年度 8.1万円)×被保険者数

注4) 公的負担率=(個人所得課税(推計)+社会保険料+消費税)/(世帯主+配偶者収入)

次に世帯類型別の影響を表 8 で見てみよう。社会保障国民会議では税方式への移行によって夫婦共働き世帯で負担減となることが示されているが、個人所得課税への影響を考慮した場合はいずれの世帯も負担増となることが分かる。また、社会保障国民会議の試算では夫婦共働き世帯よりも単身世帯の方で負担が増加することが示されているが、夫婦共働き世帯は収入が多く保険料の負担額も多いため、控除縮小の影響が大きく、個人所得課税を考慮すると金額ベースでは単身世帯の負担増の方が小さくなる。ただし、妻パート世帯ないし夫のみ有業世帯が夫婦共働き世帯と単身世帯に比べて負担増となる点については、個人所得課税の影響を考慮しても変わらない。これは、現行制度で夫婦共働き世帯や単身世帯が第 3 号被保険者の保険料を負担しているという問題が税方式への移行により解消される影響の大きさを示している。

一方、勤労所得者に対して年金受給者については、そもそも国民年金保険料を負担していないため、控除縮小の影響はない。しかし、基礎年金の財源として代わりに引上げられる消費税を年金受給者に対しても控除の対象とすべきであるとした場合には、社会保障国民会議の試算よりも実質的な負担は増加する。さらに、年金受給者は一般に年収が低いために消費税の逆進的な影響を強く受け、その実質負担増も他の世帯類型より大きくなる。

表 8 税方式化の家計への影響（世帯類型別）

(単位:万円)

所得階層 (世帯主+配偶者収入)	勤労者世帯					年金 受給者 世帯 (247.9)	
	二人以上 世帯平均 (584.9)	夫のみ 有業世帯 (564.8)	妻パート 世帯 (618.0)	夫婦共働 き世帯 (820.2)	単身世帯 (391.3)		
保険料(基礎年金相当)	▲ 9.0	▲ 8.6	▲ 8.9	▲ 13.1	▲ 6.1	-	
消費税(基礎年金相当)	11.2	10.8	11.4	12.2	6.2	8.9	
個人所得課税(控除縮小)	1.4	1.7	2.0	2.4	0.9	-	
〃 (実質増税)	0.3	0.4	0.5	▲ 0.2	0.0	1.3	
増 減 計	保険料+消費税	2.1	2.2	2.6	▲ 0.9	0.1	8.9
		[0.4%]	[0.4%]	[0.4%]	[▲ 0.1%]	[0.0%]	[3.6%]
	+個人所得課税(控除縮小)	3.5	3.9	4.5	1.5	1.0	-
	[0.6%]	[0.7%]	[0.7%]	[0.2%]	[0.3%]	-	
	+個人所得課税(実質増税)	3.8	4.3	5.0	1.3	1.0	10.2
	[0.7%]	[0.8%]	[0.8%]	[0.2%]	[0.3%]	[4.1%]	
参 考	仮想拠出額と保険料の差	7.1	7.6	7.3	3.1	2.0	-
	公的負担率	17.5%	19.0%	17.0%	19.2%	19.5%	16.0%

注1) 厚生年金保険料率の引下げ幅は 2.0%、消費税率の引上げ幅は 3.5%

注2) 増減計の下段は、「世帯主+配偶者収入」に対する比率

注3) 仮想拠出額=拠出金単価(雇用者負担分, 2009年度 8.1万円)×被保険者数

注4) 公的負担率=(個人所得課税(推計)+社会保険料+消費税)/(世帯主+配偶者収入)

以上の分析は社会保障国民会議のマイクロ試算に即して行ったものである。しかし、現状に対する評価をせずに、負担の増減にのみ注目している点で問題がある。現状において負担に格差が生じていれば、負担の増減に差があったとしても、現状の格差を縮小させる方向に働くものであれば社会的に望ましいとされることもある。

そこで表 7と表 8には、参考として現状を評価する視点が二つ示してある。一つは、各世帯の基礎年金に対する仮想拠出額と基礎年金相当として引下げられる保険料の差をとったものである。仮想拠出額は各世帯の拠出金算定対象者に拠出金単価を乗じた額である。現行制度では第 3号被保険者の分の拠出金を第 2号被保険者全体で負担している。そのため、各世帯が負担している保険料と仮想拠出額は異なる³³。この仮想拠出額と基礎年金相当の保険料の差は、第 1号被保険者と同様に被保険者各人が基礎年金の財源負担をすべきであるとした場合の損得を表したものである。例えば、仮想拠出額が基礎年金相当の保険料負担よりも多い世帯は、その分だけ得をしていることになる。表 7と表 8を見れば、現状では低所得層や第 3号被保険者を抱える世帯が優遇されていることが分かる³⁴。基礎年

³³ これが一般に「第 3号被保険者の問題」といわれるものである。

³⁴ 表 7と表 8ではいずれの世帯も現状では得をしていることになる。この点については、

金の負担は被保険者単位ですべきという考え方にたてば、社会保障国民会議ベースの負担の差も十分に許容される。

現状評価に関するもう一つの視点は、租税や社会保険料に対してどれだけ負担をしているかというものである。これに対応するものとして表 7と表 8には、収入に対する租税および社会保険料の比率である公的負担率を示してある。表 7から明らかなように、現状では所得が増えるにしたがい公的負担率が上昇する。また、税方式化は公的負担率の差を現状よりも縮小させることが分かる。しかし、公的負担率の縮小が好ましいかどうかは、一般に評価することが難しい。例えば、高所得者の高い年金保険料負担は将来の高い給付に結びつくことから、高所得者の負担が重いことをもって問題であるとは必ずしもいえない。したがって、公的負担率の視点で税方式の是非を判断することは難しいと言えよう。

4. 家計以外への影響

ここでは、社会保障国民会議の試算の前提を受け入れた場合に、雇用主である企業と政府に対して生じるマクロ的な影響を明らかにする。

(1) 企業

国民会議試算では保険料引下げによる雇用主負担の軽減分は賃金に還元されないという前提が置かれていた。ここでは、この前提に矛盾しない形で企業は保険料負担の軽減分をすべて内部留保に回すと仮定し、利潤の増加に伴う法人税の増収規模を推計する。推計は、厚生年金を適用している普通法人と私学共済に加入する学校法人に分けて行った。また、普通法人のうち赤字企業では、雇用主負担の軽減が赤字の解消に回されて法人税の増収にはつながらないと考えられる。そこで『法人企業統計（平成 18 年度）』の資本金階級別の給与と『会社標本調査（平成 18 年度）』の資本金階級別の利益・欠損事業年度数を用いて黒字企業と赤字企業の従業員給与の比を求め、黒字企業分の増収額を推計した。

まず、社会保険料控除の縮小による法人税の増税額については、雇用主負担の軽減総額に黒字企業割合と税率 30%を乗じて求めた。雇用主負担の軽減総額は、2009 年度の厚生年金保険料収入見込みと保険料率から求めた総報酬額に引下げ保険料率（雇用主負担分 2.0%）を乗じて求めた。

社会保障国民会議の試算において保険料（基礎年金相当）を計算する際に、収入に保険料率を乗じるだけでなく、家計調査のデータに合うように保険料賦課対象割合（平均で 75.9%）というものを乗じていることに一因があるとみられる。

次に、社会保険料控除の縮小による法人関連地方税の増税額については、下記の計算式により算出した。

$$\text{法人住民税} = \text{雇用主負担減少に伴う法人税増税額} \times \text{標準税率 } 17.3\%$$

$$\text{法人事業税} = \text{雇用主負担減少額} \times \text{平均税率 } 9.7\% \times \text{黒字企業割合}^{35}$$

推計の結果は表 9の通りとなっている。普通法人では、税方式への移行によって保険料の雇用主負担が 31,597 億円減少、法人税における社会保険料の損金参入（法定福利費）が縮小し、企業の法人所得税負担は合計で 8,355 億円増加する³⁶。これは 2009 年度の消費税率に換算して 0.3%に相当する。

表 9 普通法人の法人所得税の増税規模

法人税		5,589 億円
法人関連地方税	法人住民税	967 億円
	法人事業税	1,798 億円

一方、私学共済に加入する学校法人については、保険料の引下げによって雇用主負担が 554 億円軽減される。しかし、負担の軽減が収益事業と非収益事業のどちらの収入増に結びつくかによって扱いは異なる。収益事業の収入が増加する場合、法人税は税率 22%が課され、122 億円の増税となる。しかし、非収益事業の収入が増加する場合には、法人税は非課税となる。

(2) 政府

政府についても、企業と同様に雇用主としての立場から、共済掛金の雇用主負担減を公務員給与に転嫁しない場合のマクロ的な影響をみることができる。企業との違いは、法人税が課せられない点と負担の減少額が基本的には政府支出の削減につながる点である。

具体的には、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の雇用主負担分の掛金軽減額を、企業の場合と同様に算出し、国および地方の財政負担減少額とした。推計の結果、国の財

³⁵ 法人事業税は累進税だが、ここでは簡単化のため総務省『法人事業税の状況（平成 18 年度）』の法人事業税収（標準税収）を国税庁『統計年報（平成 18 年度）』の法人税の課税所得で割った平均税率を使用した。

³⁶ 中田(2008)では 1.89 兆円とされているが、赤字企業が除かれていない点に注意が必要である。

政負担減少額は 1,485 億円、地方の財政負担減少額は 4,745 億円で、国と地方をあわせて 6,230 億円の財政負担の減となることが分かった。ただし、公務員共済組合には独立行政法人や国立大学法人の職員など、政府の一般会計や特別会計からの直接の支出対象でない者も含まれている点に注意が必要である³⁷。

これら雇用主としての財政負担の減少に加えて、3.2 節で示した社会保険料控除縮小による個人所得課税および法人所得税の増税規模を考慮すると、社会保障国民会議のシナリオでは、実質増税も含めると最終的に 3 兆円、消費税率に換算して 1.06%の政府部門全体の増収が生じることになる。

5. まとめ

本稿では、社会保障国民会議が示した基礎年金の全額消費税方式に関する試算について、まずその前提の妥当性と試算の構造を理論的に明らかにした。その結果、試算の前提については妥当性に問題があることが示された。また、仮に前提が妥当なものであったとしても、社会保障国民会議の試算では社会保険料を通じた個人所得課税への影響が捨象されており、制度的な整合性の面で問題があることを明らかにした。具体的には税方式移行時に社会保険料控除が縮小して増税が生じること、保険料軽減額よりも消費税の増税額が多いと実質増税となることが明らかとなった。特に後者については、税方式の問題としてこれまで指摘されてこなかったものである。

次に、本稿では制度的な整合性の問題の大きさについてより具体的に検討すべく、個人住民税所得割の課税状況に関するデータを使用して個人所得課税への影響を推計し、マクロとミクロの両面から分析した。その結果、基礎年金の全額消費税方式化によって、個人所得課税において 1.5 兆円の増税が生じることを明らかにした。また、被用者年金の被保険者と国民年金第 1 号被保険者では影響が異なることも明らかにした。ミクロ的には、個人所得課税の影響で全体の負担はさらに増加することになるが、負担増は所得階層間で平均化され、公的負担率の差が縮小することがわかった。

本稿ではこのほか、家計だけでなく雇用主である企業や政府に対するマクロ的な影響も推計した。その結果、企業では、雇用主負担をすべて内部留保に回した場合、法人所得税の負担が 0.8 兆円増加することが示された。また、政府を雇用主としての立場で見た場合

³⁷ もっとも独立行政法人は必要な財源の全部または一部を国が運営費交付金等で措置することとなっており、雇用主負担の軽減は間接的に政府支出の削減につながりうる。

には、国と地方を合わせて財政負担が 0.6 兆円減少することが示された。したがって、家計部門での個人所得課税の増税や雇用主としての企業、政府への影響をあわせると、社会保障国民会議の試算では最終的に 3 兆円の政府部門全体の増収が生じることが捨象されていたことになる³⁸。

増収が生じるとなると、次に問題になるのは何の財源とするかである。まず考えられるのは減税である。意図せずして生じる増収なのだから、その分を減税すべきであると考えられるは極めて自然であろう。このとき、仮に個人所得課税の実質増税部分を無視して消費税で減税すれば、税方式移行時に引上げる消費税率は当初の想定より 1%低い 2.5%でよいことになる³⁹。しかし、消費税での対応では被用者年金と国民年金第 1 号被保険者の個人所得課税の影響差は解消されない点に注意が必要である。増収分の使途としては、他にも基礎年金の給付増や他の政府支出に充てること、財政再建に使用することなどが考えられる。この場合には、減税以上に国民に対して理由を説明する必要があるが生じよう。

本稿では、これまで十分に議論されていなかった税方式移行時に付随的に発生する問題を明らかにした。これにより基礎年金の全額消費税方式を導入する際には、同時に消費税以外にも含めて税制改革を検討する必要があることを示した。しかし、問題を明らかにしたことで税制改革の視点は示されているが、実際に制度を移行するとなればより具体的な制度設計とその分析が必要となろう。また、そもそも税方式化は社会保障国民会議で示されたもの以外にも様々考えられる。例えば、同じ消費税方式でも雇用主負担の保険料は引下げずに本人負担部分だけを消費税に置き換える方法もある。また、税方式の税目も消費税である必要はなく、牛丸他(1999)では所得税が提案されている。こうした場合には本稿とはまた違った結論が得られるかもしれない。これらの点については別の機会に譲りたい。

付記

本稿の作成にあたっては、跡田直澄（大阪大学）、橋本恭之（関西大学）、日高政浩（大阪学院大学）、本間正明（近畿大学）をはじめとする関西社会経済研究所の抜本的税制改革プロジェクトに参加する諸先生方、ならびに北海道大学近代経済学研究会の参加者より大変有益なコメントを頂いた。また、第 28 回日本年金学会では討論者の山本克也氏（国立

³⁸ ただし、法人所得税は景気動向によって大きく左右される。よって、これを考慮しなければ、政府部門全体の増収は 2.1 兆円となる。

³⁹ 実質増税部分は消費税率の変化によって額が変動するため、これを考慮するにはより詳細な計算が必要である。

社会保障・人口問題研究所) ならびにフロアから大変貴重なコメントを頂いた。記して深く感謝申し上げたい。本研究は文部科学省科学研究費補助金若手研究 (B) の助成を受けている。

参考文献

Harberger, A. C. (1962) "The incidence of the corporation income tax", *Journal of Political Economy*, 65, pp.506-521.

Kotrikoff, L. J. and L. H. Summers (1987) "Tax incidence", in Auerbach, A. J. and M. Feldstein (eds.), *Handbook of Public Economics*, vol.2, chapter 16, Amsterdam: Elsevier Science/North Holland.

牛丸聡・荒木万寿夫・木滝秀彰・吉田充志・伊藤寛・飯山養司 (1999) 「新たな基礎年金制度の構築に向けて」経済企画庁経済研究所編『経済分析』政策研究の視点シリーズ 13, 大蔵省印刷局.

岡本悦司 (2008) 「社会保険料控除による税収減の推計—社会保障財源のための提言—」『週刊社会保障』 No.2498, pp.54-59.

黒田祥子・山本勲 (2007) 「人々は賃金の変化に応じて労働供給をどの程度変えるのか? : 労働供給弾性値の概念整理とわが国のデータを用いた推計」『金融研究』第 26 巻第 2 号, pp.1-40.

駒村康平・渋谷孝人・浦田房良 (2000) 『年金と家計の経済分析』東洋経済.

高山憲之 (1998) 「厚生年金の保険料負担問題」『季刊社会保障研究』第 34 巻第 2 号, pp.124-132.

中田大悟 (2008) 「税か保険料かではなく年金改革は第三の道を一基礎年金の税方式化をめぐる政府試算と今後の年金改革の方向—」『週刊社会保障』 No.2497, pp.50-57.

本間正明 (1982) 「静学的租税帰着の理論」『租税の経済理論』創文社, 第 1 章, pp.15-46.

岩本康志・濱秋純哉 (2006) 「社会保険料の帰着分析—経済学的考察—」『季刊社会保障研究』第 42 巻第 3 号, pp.204-218.